商工ニュース

平成24年度　第1回
平成 24 年 6 月 1 日(金)
発行:江田島市商工会
URL : etajima.jp

平成24年度第5回通常総代会報告

5 月 23 日(水)江田島コミュニティーセンターにおいて通常総代会が開催され、平成 23 年度事業報告及び収支決算書並びに平成 24 年度事業計画及び収支予算書等が原案通り承認された。また、役員の改選期にあたり役員が選任され、大勢登正氏が新会長に就任した。

濱野前商工会長

18 時から総代会が開催され、冒頭の挨拶で濱野会長は「江田島市商工会でも東日本大震災の被災支援のため、サマーフェスタ江田島 2011 での東北物産品の販売や、事務所窓口、女性部会員の店頭、青年部の街頭での募金活動を行い、会員の皆様からも多大なご協力を賜ったことに対しての感謝の意を述べた。

昨年度の新規事業として、食に関して江田島から情報を発信し、観光客等の交流の増加を意図する、「江田島産品による新メニュー開発支援事業」に取組み、地元飲食店を中心に江田島の旬の食材による定番のメニュー作りを行う商工会の活動状況の報告があった。

また、事業総括として、商工会を取巻く環境は、市内の人口の急激な減少、高齢化の進展、また、経営者の高齢化や後継者難で依然として厳しい状況が続いていること。これを打破するためには、市民のニーズをくみ取り、対応した経営の改善を行う必要があるが、これに対応し併せて地域貢献に向けた活動ができるのは、地元の商工会のみであり、今後も商工会の各種事業を通じて会員や江田島市の発展に貢献していくことを示唆された。 なお、挨拶の最後に、健康上の理由で商工会役職からの辞退を表明し、これまでの会員の皆様からのご厚情に対する謝意を述べた。

議事に入り、議長には江田島の宇根川昭男氏が推薦され進行した。

第1号議案　平成23年度事業報告及び収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件から、第5号議案　平成 24 年度借入最高限度額及び借入先銀行承認の件まで、原案どおり承認された。その後、任期満了に伴う役員選任について諮られたが、役員への立候補や推薦もなく、執行部に一任との会場からの声により執行部案が提示されて、この案が審議され承認となった。

総代会に出席し推挙された役員全員が会場の前列に並び、選任された大勢登正新会長が代表して、役職を受けるとともに、商工会並びに地域発展のため役職員一同が事業運営のために取組むことの表明と、会員の皆様への支援・協力の依頼があった。

19時からは、来賓の広島県議会沖井議員、江田島市田中市長、日本政策金融公庫渡邉呉支店長、広島県商工会連合会植田会長(代読　佐々井同連合会総務部長)より祝辞を頂戴し、出席された江田島市瀬戸本産業部長、泊野商工観光課長、広島県火災共済・中小企業共済協同組合前川理事等の紹介があった。その後懇親会を開催し20時55分に全日程を終了した。

大勢登正新商工会会長挨拶

商工会長職を拝命し改めて身が引き絞まる思いです。

5 年前に 4 町の商工会が合併し、濱野前会長が苦労をされて敷かれた道を汚さぬよう、精一杯努力して参る所存です。

申し上げるまでもなく、江田島市商工会や江田島市を取巻く状況は大変厳しいものがありますが、会員の皆様のご協力をいただき、この難局を乗り越えて参りたいと思います。

何卒、これまで以上のご指導ご鞭撻を賜るようお願い申し上げます。

承認された平成２４年度の事業計画

我が国の経済は、公共投資について復興作業に遅れが目立っていますが、エコカー補助金の復活により自動車販売が増加するなど、個人消費が堅調に推移して穏やかな回復が続いているとの見方もあります。しかし、歴史的とも言える円高や欧州の信用不安などにより、先行きは極めて不透明であり、更に原油をはじめとする資源価格の高騰で景気回復の頭を押さえることも懸念されています。

このような状況下ではありますが，一昨年度開催された商工会法施行 50 周年記念大会において，商工会の設立の原点である会員のための商工会」を宣言され改めて「巡回訪問」が商工会活動の使命と位置付けられ、たことを踏まえて，商工業者のニーズを把握し商工会事業の充実を図るため，会員・非会員を問わず「巡回運動」を強化し，会員満足度の向上と「会員増強運動」による新規会員の獲得，脱会防止に努めて参ります。そして、個々の会員が江田島市の各地域において、これまで以上に存在感をアピールできるように、商工会では従来からの金融，労務，税務等のきめ細かい相談指導を継続して実施するとともに，昨年度に中国産業経済局が構築した「中小企業支援ネットワーク強化事業」を活用し，会員の抱える高度かつ専門的な課題の解決を図り，創業・事業承継並びに経営革新計画実施を具現化し，「ネット de 記帳」を活用した経営数値の見える化により経営力の向上を支援します。また、競争力のある江田島ブランドを開発する元気な企業の後押しも同時に行います。

商工会が地域経済を担う基幹団体の一つとして，地域に貢献することがますます重要性を帯びており，行政や観光協会，漁業協同組合等の関係団体とも連携し地域経済の発展に寄与するための活動に取組みます。特に「食」に関係して、昨年度も実施した「江田島産品による食の新メニュー開発支援事業」を継続し、講習会を通して誕生した新メニューを料飲関係者に普及し、観光面からの取組みを強化します。

更に，行政からの商工会への補助金交付が厳しくなる中で，「商工貯蓄共済」や「かがやき共済」等への加入促進といった「自主財源の強化」を行い、堅固な財政基盤を構築するとともに，会員事業者への専門的なサービスが十分に図れるよう，本所・支所機能の見直しや職員の適正配備や資質向上を行い，会員支援体制を強化して参ります。

商工会主催サロン「木曜会」のご案内

日時　**毎週木曜日　13 時～17 時**　　**場所**　**江田島市商工会本所　会議室**

目的　商工会会員の皆様の情報交換のために開設したサロンです。

商工会への用事はなくても、お近くにおこしの際はお気軽にお立ち寄りください。

コーヒーを用意してお待ちしております。

※会議室を使用する行事がある場合は中止となり、商工会ホームページに予告します。

商工会のなんでも無料相談

開催日時：平成２４年６月１９日（火）午前１０～午後４時
相談時間：１人４０分以内
定　　員：先着 10 名様まで
場　　所：江田島市商工会　本所会議室
担　　当：中小企業診断士・行政書士・社会保険労務士・など

専門家等による税務･労務･融資･ＩＴ･法律など経営全般にわたる基本知識及び手続きなどの**無料相談会**を開催します。

例えば、次のような問題でお困りの方は、是非ご相談ください。

- **民法･商法等**
  相続･不動産登記･債権回収･損害賠償など民事･刑事にわたる法律
  特許･意匠･商標権の登録
- **税　務**
  所得税･法人税･消費税･相続税など国税･地方税に関すること
- **労　務**
  雇用調整助成金･労働基準法・労働契約法等による労働問題及び労務管理に関すること
  社会保険法（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金等）の諸手続き及び年金問題に関すること
- **融　資**
  日本政策金融公庫のセイフティーネット資金など公的資金の紹介及びセイフティー保証枠など保証協会の保証に関すること
- **創業･経営革新**
  新規開業や事業転換･新分野進出のための事業計画、公的資金、税務、労務などの全般の相談
- **販売促進**
  地元特産品･新商品の開発のための技術指導･デザイン･販路開拓･流通ルートの相談･斡旋
  店舗レイアウトや販売促進方法
- **事務代行**
  法人設立･入札参加申請書類、建設業登録、風俗営業登録、外国人登録など官庁への提出書類

［主催］　江田島市商工会
［共催］　広島県商工会連合会

★お申し込みは FAX･郵送又は電話で　　申込期限　6月14日(木)
江田島市商工会　TEL　42-0168　FAX　42-2853　まで下記のとおり「相談希望時間･相談内容･事業所名等」を商工会までご連絡ください。

商　工　会　な　ん　で　も　無　料　相　談　申　込　書

相談希望時間	午前・午後　　時	相談内容	（主な事柄を簡単に）
事業所名			
ＴＥＬ			

アイデア　デザイン　ネーミング

無料発明相談会

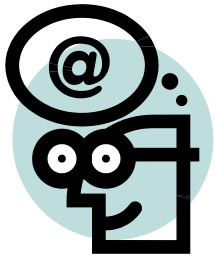

アイデアを権利化するには？他人にマネされないか心配・・・
そんな時は、発明相談会でお気軽にご相談ください。
産業財産権制度（特許・実用新案・意匠・商標）に詳しい
相談担当者が、無料で個別にご相談に応じます！！

会　　場　：　江田島市商工会（江田島市江田島町小用2－17－1）

相談担当　：　知的財産専門相談員

日　　時　：　**平成24年6月19日（火）** 13:00～16:00

お問合せ・お申込み　：　**事前予約制です**

江田島市商工会までお電話または FAX にてお申し込みください。

TEL:　0823－42－0168
FAX:　0823－42－2853

申込期限　：　平成24年6月14日（木）

発明相談会申込用紙

相談日	H24年6月19日	希望 時間	時頃
氏名		会社名	
住所 （所在地）	TEL:　　（　　）		
相談内容			

主催　：　江田島市商工会
共催　：　広島県商工会連合会

中小企業の皆さんへ

平成24年度版（H24.4.2）

経営上の悩みを抱えていませんか？

～平成24年度 中小企業支援ネットワーク強化事業で解決を支援します!～

販路開拓したい・・　新技術を事業に活かしたい・・
海外展開したい・・　新事業展開したい・・等
様々な経営課題で悩んでいませんか？

こんな時は

最寄りの中小企業支援機関へご相談ください

いつもの相談対応に加え、国が選定した
サポート・アドバイザーや専門家の支援が
無料で受けられます！

1つの課題につき3回まで無料

※　詳しくは、裏面をご覧ください

平成24年度　中小企業支援ネットワーク強化事業　ご利用申込書

法人名・個人名		代　表　者　名	
所　　在　　地			
業　　種		T　E　L	

支援を受けられたい課題に〇を付けてください　※あくまで例示ですので、まずはご相談ください！

①新事業展開　②海外展開　③創業、事業再生及び再チャレンジ　④事業承継
⑤ものづくり　⑥知的財産　⑦雇用、労務関係　⑧販路拡大、販促支援
⑨新たな経営手法への取組（ITを活用した経営力強化・見えない資産の把握・活用）
⑩その他の経営課題（　　）

★企業OB人材（新現役）とのマッチングを希望される場合はこちらに〇を付けてください → 新現役希望

申込先・中小企業支援機関		TEL・FAX	

平成24年度　中小企業支援ネットワーク強化事業　ご利用の流れ

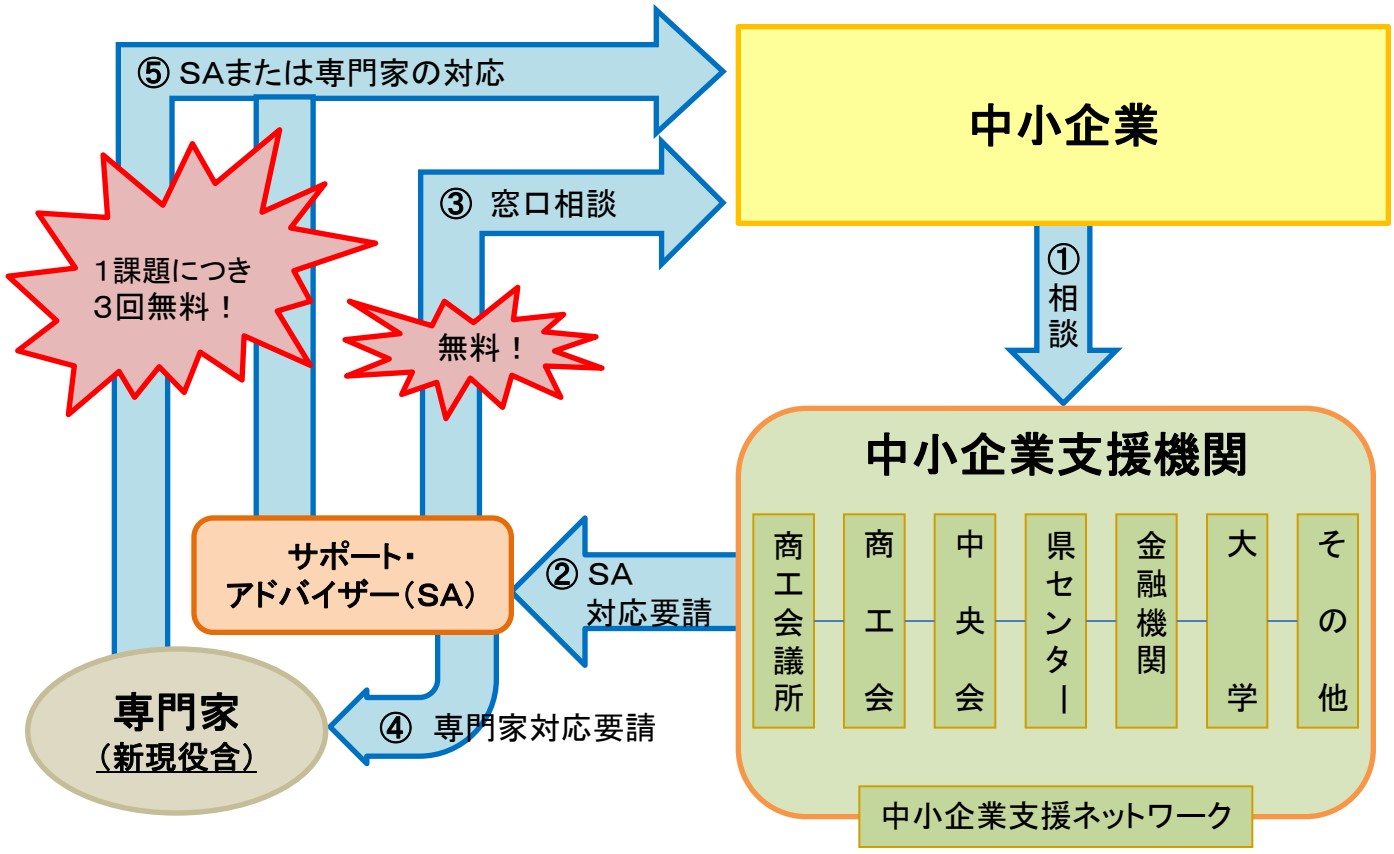

① 支援機関に経営上の課題をご相談いただきます。
② ご相談いただいた課題が支援機関で対応困難な高度専門的な課題の場合は、支援機関がSAに対応を要請します。
③ 要請を受けたSAが支援機関同席のもと解決方針を検討するため、課題の内容等を詳しくお聞きします。（無料）
④ SAの専門分野以外の課題については、専門家に対応を要請します。
⑤ SAまたは専門家が課題解決の支援を行います。（無料）

※支援機関及びSAについては、当局HPをご覧ください。

専門家による支援には、企業OB人材（新現役）のマッチングも含みます

中小企業支援の意欲に溢れる企業OB（新現役）を自社のアドバイザー等として受け入れるための人材マッチングも当事業の対象となります。

注：マッチングまでが当事業の対象（無料）であり、その後の個別契約は当事者間で進めていただくことになります。

「中小企業支援ネットワーク強化事業」に関する問い合わせ先
経済産業省　中国経済産業局 中小企業課
TEL（082）224－5661（直通）　FAX（082）224－5643

労務関係相談窓口が設置されました

労務相談内容　●雇用調整助成金・高齢者雇用継続給付金　●最低賃金相談・賃金制度の導入・定年制の延長

●健康保険・厚生年金等社会保険・労働保険　●就業規則・賃金規定・退職金規定の整備等

社会保険労務士がご相談に対応いたします

※江田島市商工会での相談コーナー設置日
毎月　第２木曜日と第４木曜日です(9:00～16:00)

ご相談は無料です。積極的なご利用をお願いいたします。

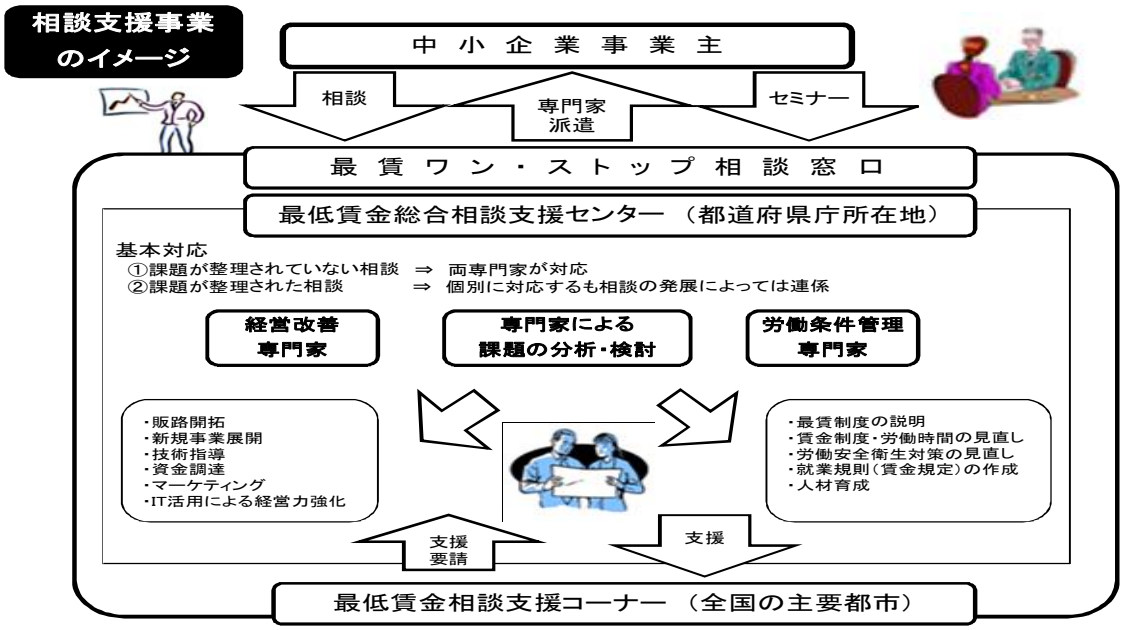

日　程　予　定　表

相談時間　9:00～16:00　　相談会場　江田島市商工会本所

月	日　程	日　程
6月	6月14日(木)	6月28日(木)
7月	7月12日(木)	7月26日(木)
8月	8月　9日(木)	8月23日(木)
9月	9月13日(木)	9月27日(木)
10月	10月11日(木)	10月25日(木)
11月	11月　8日(木)	11月22日(木)
12月	12月13日(木)	12月27日(木)
1月	1月10日(木)	1月24日(木)
2月	2月14日(木)	2月28日(木)
3月	3月14日(木)	3月28日(木)

ご相談の問合せ・申込は　江田島市商工会　℡　４２－０１６８

『事業資金は、制度融資のご活用を！！』（最新金利情報）

時代は超低金利時代。事業資金の手当は、低利で有利な制度融資をご活用ください。
以下のような制度融資の斡旋をしております。
事業資金のご融資希望の方は、お早めに商工会へお問い合わせください。

◆主な制度融資一覧表◆　　平成24年 5月 16日現在

名　　称	融資限度額	返済期間	利　率	備　　考
商工貯蓄共済制度融資	1,500 万円 掛金の口数により異なります。	7年以内	2.675%	保証料含む 変動金利
日本政策金融公庫				
普通貸付	4,800 万円	運　5年以内 設　10年以内	2.15%～	無担保無保証も可
経営改善貸付	1,500 万円	運　7年以内 設　10年以内	1.75%	無担保無保証
国の教育ﾛｰﾝ	300 万円	15年以内	2.65%	
県費預託融資				
小規模事業資金	1,250 万円	6年以内	1.67%	保証料は別
経営安定資金	7,000 万円	10年以内	2.17%～	保証料は別

●経営改善貸付は、従業員20人（小売・サービス業は５人）以下の事業主が対象で、決定まて約１ヶ月かかります。
●平成18年4月より保証協会の保証料が弾力適用となりましたので、上記一覧表には基準となる保証料を含めて、表示してありますが、企業の財務内容により0.5%～2.2%の幅で区分適用となります。
●商工会では借り換えについてもご相談に応じております。お気軽にお問い合わせください。

今後の行事予定

年月日	行　事　内　容	場　所　等
平成24年 6月		
4日	青年部 全体会議	能美支所 2F
5日	第二回役員会	江田島ｺﾐﾆｭﾃｨｰｾﾝﾀｰ2F
14日	えたじまぽっぽカード会総会	本所　会議室
18日	観光連盟 H24年度通常総会	ANAｸﾗｳﾝﾌﾟﾗｻﾞ ﾎﾃﾙ広島
19日	商工会なんでも無料相談会	本所　会議室
24日	女性部 花活動(大柿地区)	広銀大柿支店 横花壇)
29日	能美町サービス店会 3倍ポイント	能美町ｻｰﾋﾞｽ店 加盟店

労災保険・雇用保険の料率が変わります

平成 24 年度の労働保険の**概算保険料は新しい料率**により、平成 23 年度の**確定保険料はこれまでの料率**により、申告していただきます。

平成 24 年度から労災保険率、労務費率、第２種特別加入保険料率を改定します。

❶ 労災保険率の改定（単位：1／1,000）

（平成 24 年 4 月 1 日改定）

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02・03	林　　業	60	60
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	20	32
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	41
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88	87
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	30
	24	原油又は天然ガス鉱業	5.5	6.5
	25	採　石　業	58	70
	26	その他の鉱業	25	24
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	89	103
	32	道路新設事業	16	15
	33	舗装工事業	10	11
	34	鉄道又は軌道新設事業	17	18
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	13	13
	38	既設建築物設備工事業	15	14
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	9
	37	その他の建設事業	19	19
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く）	6	6.5
	65	たばこ等製造業	6	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
	44	木材又は木製品製造業	13	15
	45	パルプ又は紙製造業	7.5	7
	46	印刷又は製本業	3.5	4.5
	47	化学工業	5	5
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5	7.5
	66	コンクリート製造業	13	14
	62	陶磁器製品製造業	19	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5	7
	51	非鉄金属精錬業	7	8.5
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	7	7.5
	53	鋳　物　業	17	19
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く）	10	11
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く）	6.5	7.5
	55	めつき業	7	6
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5.5	6.5
	57	電気機械器具製造業	3	3.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4.5	5
	59	船舶製造又は修理業	23	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5	3
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4	4
	61	その他の製造業	7	7.5
運輸業	71	交通運輸事業	4.5	5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	9	11
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	11	12
	74	港湾荷役業	16	17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3.5
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12	12
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	3
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	4
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	3
	94	その他の各種事業	3	3
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	50	50

❷ 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。

（平成 24 年 4 月 1 日改定）

事業の種類の分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
			新	旧
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	18%	19%
	32	道路新設事業	20%	21%
	33	舗装工事業	18%	19%
	34	鉄道又は軌道新設事業	23%	24%
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	21%	21%
	38	既設建築物設備工事業	22%	22%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		
		組立て又は取付けに関するもの	38%	40%
		その他のもの	21%	22%
	37	その他の建設事業	23%	24%

❸ 第２種特別加入保険料率の改定（単位：１／1,000）

（平成 24 年 4 月 1 日改定）

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第 46 条の 17 第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	14	14
特 2	労災則第 46 条の 17 第2号の事業（建設業の一人親方）	19	19
特 3	労災則第 46 条の 17 第3号の事業（漁船による自営業者）	45	46
特 4	労災則第 46 条の 17 第4号の事業（林業の一人親方）	52	52
特 5	労災則第 46 条の 17 第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7	7
特 6	労災則第 46 条の 17 第6号の事業（再生資源取扱業者）	13	13
特 7	労災則第 46 条の 17 第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	50	50
特 8	労災則第 46 条の 18 第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	4	5
特 9	労災則第 46 条の 18 第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	4	5
特10	労災則第 46 条の 18 第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	15	16
特11	労災則第 46 条の 18 第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	8	7
特12	労災則第 46 条の 18 第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	16	17
特13	労災則第 46 条の 18 第3号ホの作業（動力機械による作業）	3	4
特14	労災則第 46 条の 18 第3号への作業（仏壇、食器の加工の作業）	18	18
特15	労災則第 46 条の 18 第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	4	5
特16	労災則第 46 条の 18 第1号イの作業（特定農作業従事者）	9	9
特17	労災則第 46 条の 18 第4号の作業（労働組合等常勤役員）	5	4
特18	労災則第 46 条の 18 第5号の作業（介護作業従事者）	7	6

❹ 第３種特別加入保険料率は、1,000 分の４のまま据え置きます。

● 平成 24 年４月1日から平成 25 年３月 31 日までの雇用保険料率は、次のようになります。

❺ 雇用保険料率の改定（単位：１／1,000）

負担者／事業の種類	① 労働者負担 （失業等給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5	8.5	5	3.5	13.5
農林水産 清酒製造の事業	6	9.5	6	3.5	15.5
建設の事業	6	10.5	6	4.5	16.5

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局／労働基準監督署（労災保険に関して）まで
お問い合わせください。

厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp/

トップページ ＞ 分野別の政策 ＞ 雇用・労働 ＞ 労働基準 ＞ 労働保険の適用・徴収 ＞ 労働保険に関する総合情報はこちら

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm